

I. 事実の概要

甲会社を経営するXは、約2年間、塩化メチル水銀を含有する排水をP川河口海域に排出し、もって同海域に生息する魚介類を汚染した。そしてAの母親であるBが、汚染された魚介類を摂食したため、Aは、胎児段階において、右メチル水銀の影響を受けて脳の形成に異常を来した。その後、Aは、出生はしたものの、健全な生育を妨げられた上、いわゆる水俣病に起因する栄養失調・脱水症により死亡した。

II. 問題の所在

本問では、Xは、「人」ではない胎児段階であるAに対し傷害を与え、Aが出生し「人」となった段階で上記傷害によって死亡している。そこで、過失行為時には胎児であったが、結果発生時に「人」であった場合に、「人」に対する罪である業務上過失致死罪が成立するか。「人」に対する罪が成立するためには、いかなる時期に客体が「人」であればいいのか問題となる。

III. 学説の状況

α 説：結果時説¹

人に結果が生じていれば「人」に対する罪が成立するとする説

β 説：母体傷害・法定符号説²

胎児を母体の一部と考え、胎児に対する傷害は母体の一部に対する傷害であるとする説

γ 説：作用時説³

「人」に対する罪が成立するためには、行為が作用する時点で客体である「人」の存在を必要とする。

IV. 判例

胎児性傷害について 鹿児島地裁判決 平成15年9月2日

<事実の概要>

普通自動車を居眠り運転していたMは、対向直進してきた妊娠7か月のN運転の軽四輪乗用自動車に衝突してNに傷害を負わせるとともに、上記傷害を原因として早期に出生したOに対し脳室内出血等の傷害を負わせた。

<決定要旨>

「胎児に病変を発生させることは人である母体の一部に対するものとして人に病変を発生させることに他ならず、胎児が出生して人となった後、右病変に起因して傷害が増悪した場合は、結局、人に病変を発生させて人に傷害を負わせたことに帰することから、Oを被害者とする業務上過失傷害罪が成立する。」

¹ 藤木英雄「胎児に対する加害行為と傷害の罪」ジュリスト 652号[1977]82頁

辰井聡子「生命の保護」法学教室 283号[2004]56頁参照

² 木村光江「胎児傷害」現代刑事法 51号[2003]77頁

³ 斉藤誠二「胎児は人か——胎児の傷害と傷害罪」ジュリスト 622号[1976]91頁以下

V. 学説の検討

- (1) α 説(結果時説)によれば、人の死亡を惹起する危険性のある行為を行い、その結果として、人の死亡を惹起すれば、人に対する罪が成立する。つまり、行為の作用が客体に及んだとき、客体が既に人になっていたか、いまだ胎児にとどまっていたかは、犯罪の成否には無関係であり、結果時において、人であれば足りるとする。

しかし、この α 説(結果時説)では、人工的に排出された胎児が母体外で死亡するという墮胎の典型的な事案が殺人罪となり、妥当でない。また、自らの過失により流産した妊婦について、過失致死罪が成立しうることにともなり、これも不当である⁴。

よって、 α 説(結果時説)は採用できない。

- (2) 次に、 γ 説(作用時説)は、構成要件が胎児を保護法益主体として、直接肯定しているのは、墮胎罪のみであると考え、それでは刑法上「人」ではない胎児の生命を、未だ胎児の時点で断絶した行為は墮胎罪として、処罰されるが、胎児の時点で与えた傷害が原因で、その後生まれてきた「人」に死亡結果が生じた場合は処罰できないことになる。

しかし、それでは「人」ではない胎児の生命を断絶した前者は処罰できて、「人」に死亡結果を生じさせた後者を処罰できないことになり、かかる取り扱いの差に合理的な理由は見出しがたく、法益保護の観点からも妥当ではない。

よって、 γ 説(作用時説)は妥当でない。

- (3) そもそも、胎児は、人としての出生に向けて成育を続けるという点で、それ自体としての生命を持っているが、一方で、胎内にある限り母体の一部を構成していることも、否定できない。

したがって、胎児に対する加害は、母体の他の部分には何らの結果も発生せず、胎児だけに死傷の結果を生じたような場合であっても、その時点で母体に対する罪が成立する。

たしかに、現行刑法は、墮胎行為を処罰する規定を設けているが、これは、成育しつつある胎児をそれ自体として保護するために設けられた特別の規定であって、これに該当しない胎児に対する侵害行為をすべて不可罰とする趣旨までを含むものではない。なぜなら、母体の他の部分に対する不法な侵害は、人に対する侵害として刑法の対象となりうるのに、同じく母体の一部たる胎児に対する侵害は、墮胎罪に当たらない限り、およそ母体に対する侵害としては罰しえないと解するのは、著しく不均衡であるからである。

さらに、胎児が出生して人となった後、胎児段階で生じた傷害に起因して死亡するに至った場合には、人の萌芽である胎児としての生命体が成育して、母体から独立した人としての生命体となったものであって、侵害の及んだ客体と結果の生じた客体は、成育段階を異にする同一の生命体ということができる。そして、構成要件的评价においても、侵害の及んだ客体である母体と結果の生じた客体である子は、いずれも人であることに変わりはなく、法的に符合しているといえる⁵。

したがって、このような場合には、因果関係が認められる限り、死亡した人に対しても罪が成立する。

よって、検察側は、 β 説(母体傷害・法定符号説)を採用する。

⁴ 山口厚『刑法各論〔第2版〕』有斐閣[2010]25頁

⁵ 金谷利廣、永井敏雄『最高裁判所判例解説刑事篇昭和63年度』法曹会[1991]147頁

VI. 本問の検討

(1) 塩化メチル水銀が含まれているにもかかわらず、工場排水を P 川河口付近に排出し、かかる工場廃水を原因とする水俣病により B を死亡させた X の行為について、業務上過失致死罪(211 条 1 項)が成立しないか。

(2) 甲会社は化学製品を製造する会社であり、その製造過程において、塩化メチル水銀等人体に有害な化学物質を取り扱っている。そして、その経営者たる X は、製造業務を指揮・監督しその安全管理を担う者であるから、かかる会社経営事務は、社会生活上反復継続して行われる人の身体生命に危害を加えるおそれのある事務といえ、「業務」にあたる。

そして、化学製品の製造における排水は周辺住民の健康や環境汚染に関わるものであり、X はその経営者として排水の安全性に細心の注意を払わなければならないにもかかわらず、2 年間もの長期間にわたり、漫然と P 川河口海域に有毒な塩化メチル水銀を含む排水を排出させ続け、十分な安全管理を行わなかったのであるから「必要な注意を怠」ったものといえる。

(3) そして A は、出生に先立つ胎児段階において、A の母親である B が上記メチル水銀によって汚染された魚介類を摂食したため、胎内で右メチル水銀の影響を受けて脳の形成に異常を来し、出生後、かかる傷害に起因する栄養失調・脱水症により死亡している。

そこで、傷害の発生した時期が胎児段階であることから、出生して人となった A との関係において、人に対する罪である業務上過失致死罪が成立するか問題となる。

この点について、検察側は、β 説(母体傷害・法定符号説)を採用するところ、胎児は、墮胎罪において特別の規定されている場合を除き、母体の一部を構成するものと解する。

とすれば、胎児が出生し人となった後、右傷害に起因して死亡するに至った場合は、人に傷害を発生させて人に死の結果をもたらしたことに帰するから、傷害の発生時において客体が胎児であったとしても、同罪の成否に何ら影響を及ぼさない。

本問では、A は、胎児段階において、本件塩化メチル水銀による脳に異常を来しているため、B の母体の一部を傷害しているといえる。そして、A は出生後、上記脳の傷害によって、健全な生育を妨げられ、栄養失調・脱水症により死亡しており、A という死の結果が生じている。

したがって、過失行為時に A が胎児であることは、本罪の成立に何ら影響を及ぼさない。

(4) そして、工場排水中のメチル水銀が、魚介類の体内で生体濃縮され、汚染された魚介類を摂食した妊婦の胎盤を通じて胎児に悪影響を及ぼすことは、胎児性水俣病として一般に知られているところである。

したがって、X が漫然と塩化メチル水銀を含む排水を排出させたことにより、A が胎児段階に脳に傷害を負い、水俣病に起因する栄養失調・脱水症を理由に死亡したことも社会通念上相当といえ、X の過失行為と A の死との間に因果関係が認められる。

(5) 以上より、X の行為には、業務上過失致死罪(211 条 1 項)が成立する。

VII. 結論

X は、業務上過失致死罪(211 条 1 項)の罪責を負う。

以上